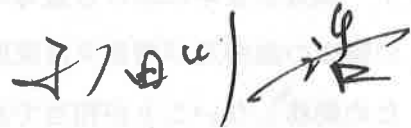


つくばみらい市規則第 9 号

つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

つくばみらい市長



つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年つくばみらい市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

28 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話(予防接種又は健康診断を受けさせること)を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(その養育する小学校の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間)の範囲内の期間
--	---

」を

「

28 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話(予防接種又は健康診断を受けさせること)	一の年度において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間)の範囲内の期間
--	---

<p>を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
---	--

」に

「

<p>3 1 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する6日の範囲内の期間</p>
--	--

」を

「

<p>3 1 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度の7月から9月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の6月から10月までの期間）内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する6日の範囲内の期間</p>
--	--

」に

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。